

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた 職業病リスト が改訂されました 平塚労働基準監督署

労災保険制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。「職業病リスト」は「**労働基準法施行規則別表第1の2**」（以下「別表第1の2」）と、これに基づく**厚生労働大臣告示**で構成されています。

厚生労働省ではこの度、「職業病リスト」を改正し、21疾病を新たに追加しました。（平成25年10月1日施行）

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/syokugyoubyou/list.html

「別表第1の2」に追加した疾病

テレビン油にさらされる業務による皮膚疾患

テレビン油は、塗料などの溶剤や医薬品（誘導刺激剤）などで使用されています。

「別表第1の2」第4号3

すず、鋳物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患

ベリリウムにさらされる業務による肺がん

ベリリウムは、航空機などの構造部材や電子機器部品などで使用されています。

「別表第1の2」第7号6

ベリリウムにさらされる業務による肺がん

1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

1,2-ジクロロプロパンは、印刷業務で使用する洗浄剤などで使用されています。

「別表第1の2」第7号11

1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

ジクロロメタンは、印刷業務で使用する洗浄剤などで使用されています。

「別表第1の2」第7号12

ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

「厚生労働大臣告示」に追加した化学物質による症状・障害

「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示（平成8年労働省告示第33号）では、化学物質による症状・障害を例示列举していますが、新たに17物質による症状・障害が追加されました。